

10月から  
消費税・  
地方消費税は

事業者の皆さん、  
軽減税率制度の準備はお済みですか？

# 10%へ 消費税・地方消費税についての大切なお知らせです

## ご存じですか？「地方消費税」とその役割

私たちが一般に「消費税」と言っているのは、消費税（国税）と地方消費税（都道府県税）を合計したものです。  
また、地方消費税収入の2分の1は、市町村に交付されています。

2019年10月から、消費税率（消費税率+地方消費税率）は、次のように上げられます。

引上げ分は、

ひとりひとりのために

引上げ分の地方消費税収入は、全て、子育てや医療・介護など、地域における社会保障のために使われます。



現行 **8%**  
消費税 6.3%  
地方消費税 1.7%

10月からは **10%**  
消費税 7.8%  
地方消費税 2.2%

## 引上げと同時に、軽減税率制度が実施されます

「酒類・外食を除く飲食料品」、「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」には、軽減税率（8%）が適用されます。軽減税率の対象となる飲食料品の範囲は以下のとおりです。

テイクアウト・宅配等

外食

ケータリング等

**飲食料品**  
(食品表示法に規定する食品)  
||  
人の飲用又は食用に供されるもの

酒類

医薬品・医薬部外品等

軽減税率対象

標準税率対象

有料老人ホーム等で行う飲食料品の提供

一体資産

※一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

## 事業者の皆さん！

**軽減税率制度は、対象品目の取扱い（販売）の無い事業者の方を含め全ての事業者の方に関係があります！**

10月1日からは…

対象品目の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者



売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。



どちらも、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分記載請求書等及び帳簿の保存が必要です。

対象品目の売上げがなくとも、対象品目の仕入れ（経費）がある課税事業者



仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。



免税事業者



課税事業者との取引に際しては、課税事業者が仕入税額控除を行う等のため、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

- ・ 請求書や帳簿などの記載のルールが変わります。
- ・ 軽減税率制度に対応したレジの導入等に対する支援があります。

→ 詳細は裏面をご覧ください。